

平成30年度信濃町青少年育成町民会議事業計画

1 基本方針

郷土の未来を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、豊かな社会性と優れた創造性を培い、心豊かにたくましく成長していくことは、町民すべての願いであり責任でもある。一方で、経済のグローバル化や社会経済環境の大きな変化、インターネットやスマートフォン等の情報通信機器の飛躍的な発展・普及など、青少年を取り巻く環境が大きく変わる中で、児童虐待、いじめ、性被害等の子どもの安全を脅かす事件の多発、青少年による重大事件の発生のほか、ニートやひきこもりなど、青少年をめぐる状況は大変難しいものとなっている。

こうした背景には、家庭や学校、地域社会等広範な領域にわたる様々な要因が相互に複雑に絡み合っていると考えられる。同時に今日の青少年の問題は、現在の大人社会の問題を反映しているものであることをすべての町民が自覚し、町民一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、その解決のため、自発的に行動していくことが強く求められる。

そこで、本町では、すべての青少年が、公共心や自立心を培い、個人としての自己を確立し、向上できるように支援するとともに、青少年の健やかな成長を阻害する要因を除去し、安全でより良い社会環境を整備していくため、「青少年は地域社会から育む」という観点に立って家庭、学校、地域住民、企業、団体及び行政が一体となった町民総ぐるみの青少年育成運動を推進する。

2 基本目標

郷土の未来を担う心豊かなたくましい青少年の育成

3 重点活動方針

- 長野県将来世代応援県民会議と連携した新たな展開に向けた取り組み
- 子どもを性被害等から守るための取組の充実・強化

4 推進施策

- 心豊かなたくましい青少年づくりの推進
- 青少年の社会的自立への支援

- 明るい家庭づくりの推進、子育て家庭、要保護児童への支援
- 健全な社会環境づくりの推進
- 青少年育成推進体制の充実

5 推進施策の概要

第1 心豊かなたくましい青少年づくりの推進

1 創造性と社会性のある青少年づくりの推進

青少年が様々な生活体験や活動体験を通し、個性を発揮し、豊かな感性や社会性、創造性を培い、さらに社会変化の著しい時代にあっても対応できるようになるための施策を推進する。

- 各種体験活動や自立した人として必要な知識の習得、スポーツの実践などを通じて、自主性、社会性、創造性を培い、チャレンジ精神や自立心を養うことにより、心豊かなたくましい青少年を育成する。
- 豊かな文化の普及を通じて、青少年の知識や教養を深め、豊かな情操をかん養する。
- 生活体験を通じて、お互いの立場を理解し、自らの役割を認識して協力し合う心を育むとともに、基本的な生活習慣の確立や日常生活に必要な生活技能を習得する「通学合宿」を実施し、青少年の社会力や生きる力の向上を図る。

2 人間性豊かな青少年の育成をめざす教育活動の推進

子どもたちが意欲をもって学び、実社会で求められる能力を身に付けるとともに、豊かな心と健やかな身体を育む学校教育を推進する。

- 全ての青少年が、そのニーズや個性に応じた教育が受けられるよう、奨学金等の経済的支援や学習環境の整備を図る。
- 学校生活を円滑に営むことができるよう相談体制の整備等を図るとともに、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育等の充実を図る。
- 生徒指導の機能が十分活かされる学校体制づくりを進めるとともに、生徒指導に関する教師の資質向上を図る。
- いじめ、暴力、万引きなどの問題行動を防止し、子どもの健全育成を目指して、学校・家庭・地域及び関連機関との連携を強化し、地域ぐるみで生徒指導の充実を図る。
- 生活体験・社会体験・自然体験を取り入れた信濃町らしい特色あるふるさと教育を展開し、生きる力と豊かな人間性のかん養を図る。

3 国際交流の推進

国境を越えた文化・経済活動が活発化し、人や物、情報などが地球規模で行き交う時代を迎え、青少年が海外の青少年との交流を通じ、国際的視野を広め、相互理解と友好

を深める施策を推進する。

- 海外の青少年との相互交流の積極的な推進を図る。

第2 青少年の社会的自立への支援

1 職業能力の習得等の社会的自立に向けた支援

職業能力の習得等について支援することにより、青少年が社会的に自立した生活を円滑に実施できるような能力や態度を習得させるとともに、就職・就業支援を行い、青少年の社会的な自立を支援する。

- 職業生活を検討するための就職に向けた相談、紹介、指導等を実施する。

2 社会生活に困難を有する青少年への支援

社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を支援し、青少年の社会参加や社会性の形成を図る。

- 発達障がいがある者、若年無業者等が個々の状態や特性にあった適切な支援を受け、地域における円滑な生活を営めるよう支援する。
- 民間支援団体等を含めた地域の関係機関による地域協議会を設置・運営することにより、関係機関が連携して、困難を有する青少年に円滑な支援が行われる体制を整備する。
- 不良行為、情緒障がい等の問題を抱えた児童、生徒を支援するため、適切な指導等を行う体制整備をする。

第3 明るい家庭づくりの推進、子育て家庭、要保護児童への支援

1 明るい家庭づくりの推進

家庭は、青少年が人間形成の基礎を培う重要な役割と責任を担っているため、親子の信頼が厚く、家庭での会話やふれあいのある明るい家庭づくりの普及に努めるとともに、家庭の教育力の向上を図る。

- 親子の絆やふれあいを深め、温もりのある家庭づくりを推進するため、あらゆる機会をとらえて「家庭の日」の普及啓発に努める。
- 子どもが健康な身体を保持できるよう、ワクチン接種等の体制整備や口腔衛生等の啓発を実施する。
- 子どもが食の大切さを学ぶとともに望ましい食習慣を身につけさせるため、保育園、学校、家庭及び地域が協働して食育の推進を図る。
- 子育てをめぐる悩みや不安に応える相談体制の充実を図り、家庭の教育力の向上を支援する。

2 子育て家庭への支援

青少年の健やかな育成には、良好な子育て環境の維持が不可欠であるため、子育てに要する経済的負担への支援など、子育て家庭のニーズに応じた支援を実施する。

- 子育て家庭の状況に応じ、児童手当の支給や就学支援などの経済的支援を行うとともに、多様な保育ニーズに対応することにより、保護者の仕事と家庭の両立を図る。
- ひとり親家庭の自立促進や生活安定に向けた支援を行う。

3 要保護児童への支援

虐待児童の被害防止や措置児童等の福祉の向上を図るため、被害防止対策を進めるとともに、適切な保護を図る。

- 被虐待児童に対応する通報・相談体制を整備し、虐待児童の適切な保護を図る。
- 育児の孤立化防止や育児不安解消に向けた適切な養育支援を行う。

第4 健全な社会環境づくりの推進

1 青少年のための安全でより良い環境づくりの推進

インターネット等による有害情報の氾濫、有害図書等自動販売機など青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境悪化が懸念されていることから、こうした環境の実態を把握し、浄化活動を実施する。浄化活動の推進に当たっては、町、関係機関・団体等の緊密な連携の下に、「町民の理解と協力による住民運動の展開」、「関係業界の自主規制の実践」、「行政の啓発努力」の3本を柱とした総合的な施策を推進する。

- 青少年のためのより良い環境づくりを推進するため、町・関係機関・団体・地域住民等と連携を図りながら、青少年を取り巻く有害な社会環境を排除する環境浄化実践活動を地域ぐるみで展開する。
- 各種の広報媒体を活用して、有害環境の現状・問題点及び対策を町民に周知する啓発活動を実施する。
- 家庭、学校、地域住民、企業、団体等と連携を図り、地域ぐるみで子どもの安全な環境の確保を図る。

2 情報モラル向上施策の推進

情報化社会の進展により、携帯電話やスマートフォン等の情報機器が青少年に急速に普及し、大人の目が届きにくい中で、インターネット上の有害情報へアクセスし、事件に巻き込まれるといった事案の発生が懸念されることから、インターネットの適切な利用に向けた情報提供や広報啓発に努める。

また、SNS等のコミュニティサイトの利用に起因する子どもの性被害等も後を絶たないことから、子どもを性被害から守るための取組を進める。

- 児童・生徒、保護者、学校関係者のインターネットの適正な利用に向けた研修会の開催を支援する。
- 教職員の情報モラル教育の指導力の向上を図る。

3 地域に根ざした育成活動・非行防止活動の推進

町民の理解と協力のもと、家庭、学校、地域住民、企業、団体及び行政が一体となって、地域ぐるみの青少年健全育成活動を積極的に推進する。

- 学校、警察、少年警察ボランティア、町防犯協会、PTA、地区子ども会育成会等地域の関係機関・団体等による地域に根ざした青少年健全育成活動、非行防止活動を実施する。
- 各種広報媒体の活用など、あらゆる機会を通じて、健全育成や非行防止に対する

大人や親の認識を深めるとともに、青少年の規範意識や自立心の醸成を図る。

- 非行グループや暴走族等の解体補導、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪被害防止、覚せい剤等の薬物乱用防止を積極的に推進する。

4 青少年の社会参加活動の促進

青少年が地域社会の一員として誇りと責任を自覚するとともに、青少年の社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、社会参加活動への積極的な参画を促進する。

- 青年による主体的な社会参加活動への支援を通じ、青年の社会参加意識を高める。
- ボランティア活動をはじめとする青少年の社会参加活動を促進するため、青少年の団体活動及び育成活動を行う関係団体を支援する。

第5 青少年育成推進体制の充実

青少年育成施策を総合的かつ効果的に実施するための推進体制を構築する。

- 長部局、教育委員会、警察の連携及び協調体制を構築し、町を挙げて青少年育成の取組を進める。
- 社会生活を営む上で困難を抱える青少年の社会的自立を図るため、各種相談機能の充実及び相談機関相互の連携を図る。